

基本財産処分承認申請について

1. 基本財産処分内容を整理した上、加賀市担当者まで事前相談（電話・来庁どちらでも可能）を行う。
2. 理事会で基本財産の処分について決議するとともに、評議員会の日時・場所及び議題・議案を決定する。
3. 評議員会で基本財産の処分について決議する。
4. 「基本財産処分承認申請書」を加賀市長あてに、必要書類とともに提出する。
5. 提出後、加賀市で審査を行い、適当と認められた場合に「基本財産処分承認書」が交付される。
6. 加賀市長の承認後に、当該基本財産を処分した時点で速やかに基本財産の変更に係る「定款変更認可申請書」を提出し、認可を受ける。